

平成30年度 下川淵公民館運営推進委員委嘱式及び第1回委員会

日時 平成30年7月9日(月)

午前10時から

会場 下川淵公民館 会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 委員自己紹介
- 5 第1回委員会
 - (1) 委員長、副委員長の選出
 - (2) 議事
 - ア 平成30年度下川淵公民館主催事業について
 - イ 下川淵地区コミュニティデザインについて
 - ウ その他
 - (3) 関係法令 ※参考資料
- 6 閉会

下川淵公民館運営推進委員名簿

平成30年7月1日現在

1 学校教育の関係者

No.	氏名	役職名	委嘱期間	
1	須永 一弘	前橋市立第七中学校長	H30.7.1～ H31.6.30	(新任)
2	金井 英男	前橋市立下川淵小学校長	H29.7.1～ H31.6.30	

2 社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者

No.	氏名	役職名	委嘱期間	
3	関 安信	下川淵地区自治会連合会長	H30.7.1～ H31.6.30	(新任)
4	新井 英明	下川淵地区青少年健全育成会長	H30.7.1～ H31.6.30	(新任)
5	角田 正治	下川淵地区社会福祉協議会長	H30.7.1～ H31.6.30	(新任)
6	久保田 光明	下川淵地区民生児童委員協議会長	H29.7.1～ H31.6.30	
7	清水 正彦	下川淵地区老人クラブ連合会長	H30.7.1～ H31.6.30	(新任)
8	根岸 輝治	下川淵地区生涯学習奨励員連絡協議会長	H29.7.1～ H31.6.30	
9	金井 俊夫	下川淵公民館自主グループ連絡協議会長	H29.7.1～ H31.6.30	
10	宇田 佳子	下川淵地区保健推進員会長	H29.7.1～ H31.6.30	

任期（委嘱期間） 平成29年7月1日～平成31年6月30日

※ただし、選出団体の任期終了により役員の変更が行われた場合には、その者の残任期間を委嘱期間とする。

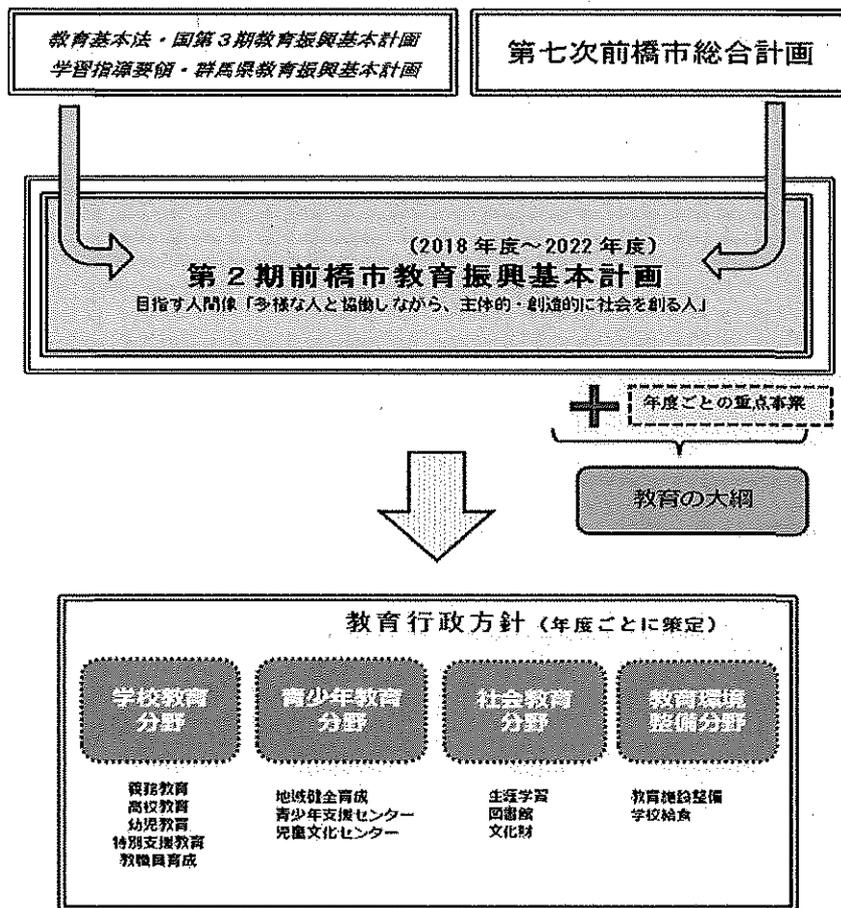
前橋市教育委員会「平成30年度 教育行政方針」より抜粋

○教育行政方針について

本市においては、教育の理念の実現に向けた計画「前橋市教育振興基本計画」を定めておりますが、この度、2018年度からの5年間を計画期間とする「第2期前橋市教育振興基本計画」を策定いたしました。

この計画では、前橋の教育が目指す人間像として「多様な人と協働しながら主体的・創造的に社会を創る人」と定め、個の育ちと社会（集団）の中での育ちが相互に関わりながら高まっていくものと考えました。その実現のために、「4つのステージ（舞台・場面）」を示し、それぞれのステージ（「個を伸ばす」「認め合う」「創り出す」「未来へ」）において、目指す方向性を定めています。それらの考え方を踏まえ、行政が取り組むべき具体的な施策を定めたものが「教育行政方針」となります。

この方針に基づき、各分野で取り組む施策について、それぞれ目標を定めています。これらの具体的な施策について、毎年度、年間の教育委員会の取組を振り返るとともに、学識経験者からの意見をいただきながら、教育委員会自らが点検・評価を実施し、毎年度「教育行政方針」の見直しを行っています。



<教育行政方針の位置づけ>
(第2期前橋市教育振興基本計画から抜粋)

○教育行政方針の構成について

教育分野を「1 学校教育分野」、「2 青少年教育分野」、「3 社会教育分野」、「4 教育環境整備分野」の4つに分け、それぞれの分野において、「各分野の説明」、「施策を進める上での目指す方向性（第2期前橋市教育振興基本計画から抜粋）」、「施策を表す図」が記載されています。それに続いて項目ごとに「施策の柱」、「施策の目標」を定めています。

3 社会教育分野

社会教育については、生涯学習、図書館、文化財のそれぞれの分野において、以下のような目指す方向性をもって取組を進めます。

<施策を進める上での目指す方向性（第2期前橋市教育振興基本計画より）>

生涯学習（公民館・コミュニティセンター）

- 個を伸ばす：地域課題や市民ニーズに対応した多様で魅力ある「学びの場」の提供により、「主体的な学び」の実現を図ります。
- 認め合う：お互いの人権や個性を尊重しながら、支え合う心豊かなコミュニティを形成する仕組みを通して、家庭や地域の様々な人との関わりの中で社会性を高める支援をします。
- 創りだす：個の学びやその学習成果の活用を基に、地域の多様な主体が連携・協働し、交流することを通して、生涯活躍できる力を地域とともに育みます。
- 未来へ：ふるさとを愛し未来を拓く人材を地域で育み、それぞれの個性や特技を活かし融合させることにより、新たな価値を創りだす地域の担い手づくりを支援します。

図書館

- 個を伸ばす：個人の興味、関心を満たすための、あらゆる資料や情報の提供を積極的に進めることにより、市民一人一人の知的欲求に応えます。
- 認め合う：赤ちゃんからお年寄りまで、あらゆる市民が利用し交流できる環境を整えることにより、認め合い、学び合う活動の場を提供します。
- 創りだす：学びの成果を共有できる場を提供することで、ボランティアや地域の活動などに主体的に取り組む人材を育成します。
- 未来へ：郷土資料などの活用を促進し、郷土を愛する心を育むことにより、次世代につなげるための文化活動を推進します。

文化財

- 個を伸ばす：専門職員を確保し、市民に文化財に関する知識・能力を習得する場を提供することにより、市民の主体的な学びの実現を図ります。
日常的に文化財や、伝統文化に親しむことができる環境を整えることにより、興味や関心を持たせ、探究心、想像力を高め、個の伸長を図ります。
- 認め合う：文化遺産や伝統文化を地域の中で世代を超えて継承するための環境を整えることにより、文化財を通じた人々のつながりを深めます。
- 創りだす：市民が習得した知識等を地域に還元する体制を整えることにより、ボランティアなどで活躍できる生きがいを高めます。
地域の文化財・伝統文化・行事・芸能などを継承していくことの意義を学ぶことにより、皆で支え合う環境づくりを図ります。
- 未来へ：地域に愛着を持てるような事業や新たな文化の創造などへの取組を進めることにより、地域を愛し未来を見つめる人づくりを進めます。

生涯学習課

地域づくりに生かす 社会教育の推進

- ・「主体的な学び」の実現につながる学習機会の提供
- ・ 公民館・コミュニティセンターの充実
- ・ 地域の担い手の育成と活用

心豊かな 前橋の文化の創造

図書館

知的活動を支援する 図書館の充実

- ・暮らしを支えるサービスの充実
- ・文化事業の推進
- ・子ども読書活動の推進
- ・図書館運営への市民参加の促進

文化財保護課

未来へ繋ぐ文化財の 保護と活用

- ・文化財等に親しみ、郷土への愛着の心の未来への継承
- ・未来へ繋げる人づくり、学びの場の構築と文化財の普及啓発
- ・郷土の魅力の発見と新たな創出
- ・市民ボランティアとの連携、円滑な協力体制づくり
- ・郷土の伝統文化・伝統芸能の継承

3 社会教育分野

(1) 生涯学習

施策の柱	施策の目標	事業概要
<p>(1) 「主体的な学び」の実現につながる学習機会の提供</p> <p>地域課題や市民ニーズに対応した多様で魅力ある学びの場の提供により、市民一人一人の個性を伸ばし高められる「主体的な学び」の実現を図ります。</p>	<p>①子育て、親子支援の充実</p> <p>【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 子育て・親子支援のための家庭教育力向上への支援として、育児に関する基礎的な知識や技術の習得などの学習機会を提供する。 □ 親子ふれあい、学び（子育て・発達・遊び・健康・食育等）、育楽ライフ・リフレッシュなど、地域課題や市民ニーズに柔軟に対応した学習プログラムづくりに取り組む。また、大学等の出前講座・連携講座を積極的に取り入れる。 □ 地域の託児協力者や保健推進委員、民生委員・児童委員等を対象とした「子育て支援・理解」を目的とする講座を開催するとともに、子育て世代の人も自らが支援者となり得る機会の提供（家庭教育学級の企画・運営への参加や託児体験等）により、意識醸成を図ることで、地域全体で子育てを支援する体制づくりに努める。
	<p>②青少年体験・チャレンジ活動の充実</p> <p>【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 子供が主体的、対話的に学べるプログラムづくりに努める。 □ ふるさとのよさに気づき、ふるさとを愛する心の育みにつながる「自然」「歴史」「文化」「食」をテーマとした体験プログラムの講座開催に努める。
	<p>③生涯学習奨励員活動支援の充実</p> <p>【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 生涯学習奨励員活動推進のための研修講座を開催し、生涯学習奨励員の活動の広がり・高まりを強める。 □ 生涯学習奨励員実践発表会等の開催により、活動の成果を地域に広く周知するとともに、奨励員活動の支援を行う。

施策の柱	施策の目標	事業概要
	④自主学習グループ活動支援の充実 【生涯学習課】	<ul style="list-style-type: none"> □ 自主学習グループの活動支援や立ち上げにつながる講座を開催する。 □ 自主学習グループの会員増につながる取組（サークル見学・体験月間等）を行い、グループの継続的活動の支援を行う。
	⑤学び合い、人権、地域ふれあいの充実 【生涯学習課】	<p><暮らしの学び合い・人権></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 健康、食育、環境、安全安心など、市民にとってより良い生活をテーマとした講座を開催する。 □ 同和問題をはじめとした複雑で多様な人権問題の解決に向け、市民一人一人が人権の意義や重要性について正しい知識や豊かな人権感覚を身に付けた社会の実現を目指し、人権講座の開催等の取組をねばり強く進める。 <p><交流・地域ふれあい></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 異世代交流・世代間交流により、お互いの人権や個性を尊重しながら、様々な人との関わりの中で社会性を高める支援を行う。 □ 地域団体・企業・教育機関等との連携により、歴史・文化・産業・伝統伝承講座などの地域特性を活かした事業や講座を開催し、地域交流を図る事業に取り組む。 □ 文化祭や地域行事など、地域活動を繋ぐ役割を果たす。
(2)公民館・コミュニティセンターの充実 公民館やコミュニティセンターが「社会教育の拠点」として、個の学びの成果を社会へ還元できる仕組みづくりを行うとともに、多様な主体が連携・協働し、地域と交流	①公民館における社会教育事業の充実 【生涯学習課】	<ul style="list-style-type: none"> □ 個の学びの成果を活かしながら、地域社会での役割の自覚、学習成果の地域還元により、様々な主体（市民・地域・家庭・NPO・学校・企業等）と連携・協働する仕組みづくりを行う。 □ 市民が主体的に学ぶことができる学習機会の提供や様々な人が関わる地域交流や居場所づくりに努める。

施策の柱	施策の目標	事業概要
<p>することを通して、生涯活躍できる力を地域とともに育みます。</p>	<p>②コミュニティセンターにおける社会教育事業の充実 【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ コミュニティセンターが「地域社会における社会教育の拠点」となるよう社会教育事業の充実を一層図る。特に、平成30年度から新設する第一コミュニティセンターや新たに指定管理となる第四コミュニティセンターについては、学校や地域との連携に配慮し、社会教育事業の新たな取組を展開する。 □ 地域・指定管理者・地域担当専門員との連携・協働によりコミュニティセンターでの実施事業を円滑に推進する。
	<p>③ 職員研修の充実 【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 公民館及びコミュニティセンターの職員を対象とした各種研修の実施により、職員の意識向上の醸成を図る。 <p><公民館></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 公民館職員で構成する研修運営委員会が企画・運営する「初任者研修」、「事業別研修」等の計画的な実施により職員の資質向上やコーディネート力の向上を図り、公民館の「専門性」の強化につなげる。 □ 事業別研修会では年度末の実績発表会において地域や関係団体代表者等からの外部評価を導入し、広い視野からの意見を取り入れることで事業の充実に活かす。 □ 社会教育主事資格の取得促進及び全公民館への配置を目指し、職員の「専門性」を高める。 □ ノーツのデータベースを活用した情報共有システム「ひらめきへの扉」を活用し、公民館相互の情報共有を積極的に図り、公民館事業に活かす。 <p><コミュニティセンター></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 地域社会における「社会教育の拠点」として、コミュニティセンター職員の社会

施策の柱	施策の目標	事業概要
		<p>教育事業に対する意識醸成を図るための計画的な研修を実施する。</p>
<p>(3)地域の担い手の育成と活用</p> <p>ふるさとを愛し未来を拓く人材を地域で育み、それぞれの個性や特技を活かし融合させることにより、新たな価値を創り出す「地域の担い手」づくりをともに育みます。</p>	<p>①学びの成果の地域還元 【生涯学習課】</p> <p>②地域の人材育成と活用 【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 個の学びやその学習成果を地域づくりに還元できる仕組みづくりに取り組む。 □ 自己実現と社会参画への意欲の喚起とその機会の提供に努める。 <ul style="list-style-type: none"> □ ふるさとを愛し、未来を拓く人材を地域で育てる。また、個の学びやその学習活動の成果を地域へ還元できる機会や活躍できる場を設け、新たな価値を創り出す地域の担い手づくりを支援する。 □ 地域の人材が公民館事業の企画・運営に携わる機会を設け、積極的に活用することで、地域の担い手としての資質向上を図る。 □ 市民の自発的活動による社会参画を推進するため、ボランティア育成講座の開催やボランティア団体との連携により、生涯学習・福祉・文化・学校支援などで活動するボランティアの育成を図る。 □ 出前講座の市民講師の利用促進により、市民の主体的な生涯学習に関するボランティア活動の奨励を図る。

平成30年度下川淵公民館主催事業

1 子育て親子支援

(1) 子育てサロンと共催

ア 寝相アート (まえばし市民提案型パートナーシップ事業)

日時=①6月28日(木)②7月12日(木) 10時~12時

対象=1歳未満の子と保護者 各10組

講師=寝相アート代表 宮沢亮子

イ ベビーマッサージ/産後ピラティス 8月23日(木) 予定

ウ ほめトレ(子どもとの接し方講座) 2月予定

(2) 上川淵・下川淵・東公民館合同ベビープログラム(全4回)

日時=①11月5日(月)②11月12日(月)③11月19日(月)

④11月26日(月) 10時~12時

対象=2ヶ月~6ヶ月の子と保護者

内容=自分の育児の喜びや困りごと、親としての迷いなどを話し合いながら、
これからの子育てに必要な知識を学ぶ

講師=前橋市子ども支援課職員

(3) 春の和菓子づくり

日時=3月2日(土) 予定

対象=小学生と保護者 8組16人×2回

(4) その他(予定)

ア ごはんづくり(託児:お絵かきと人形劇)

イ おもちやづくり

ウ 子どもの成長に合わせた“言葉かけ” → ふれあい遊び

対象=未就学児(2歳~)と保護者 10組20人

2 青少年体験・チャレンジ活動

(1) 夏休み子ども体験教室

ア 陶芸教室

日時=①7月26日(木)②8月9日(木)③8月23日(木)

10時~12時

対象=小3~小6 16人

内容=①成形②色付け③仕上げ・発表

講師=下川淵陶芸クラブ会員

イ 科学教室

日時=8月7日(火) 10時~12時

対象=小1~小6 16人

内容=電気の正しい知識や使い方の学習、クリップモーターづくり

講師=関東電気保安協会職員

ウ 野外教室

日時＝8月17日（金）9時20分～16時

対象＝小3～小6 20人

行き先＝総社歴史資料館、サントリープロダクツ榛名工場

協力者＝地域住民2人

エ 食育教室

日時＝8月22日（水）10時～13時

対象＝小3～小6 16人

献立＝海老の炊込みピラフ、ミニハンバーグ野菜添え、牛乳寒天みかん入り

講師＝前橋南高等学校料理研究部員

(2) 下川淵地区子ども会育成団体連絡協議会と共催

インリーダー研修・育成会指導者研修

日時＝6月16日（土）9時～15時

参加者＝子ども37人、大人32人

内容＝（子ども）飯ごう炊飯・カレー作り・KYT講習・バルーンアート

（大人）育成指導者講習・バルーンアート

講師＝前橋市子ども会育成団体連絡協議会役員、ガールスカウト連盟役員

(3) その他

音楽鑑賞 12月予定

3 生涯学習奨励員活動支援（自治会長との合同研修）

(1) 講演 未定（H29：養蚕農家建築の価値）

(2) 視察研修 未定（H29：プラスランド、電力中央研究所、マチダ平和資料館）

4 自主学習グループ活動支援

(1) 公開講座（年2回）

ア ふたり芝居「父と暮らせば」鑑賞

日時＝7月10日（火）13時30分～3時

出演＝ひと葉の会

イ 未定

(2) 野外研修

日時＝10月11日（木）

行き先＝小田原予定（H29：日光東照宮ほか）

(3) 自主グループ体験学習月間（H29：2月）

5 学びあい・人権・地域ふれあい

(1) 下川ぷちにんぎょう寄席（下川ぷちにんぎょう寄席実行委員会と共催）

日時＝4月29日（日）10時～15時

出演＝やまねこ座人形劇工房、人形劇サークル有志

内容＝人形劇ステージ、ワークショップ、模擬店

(2) 下川淵地区老人クラブ連合会と共催

- ア しめ縄づくり（老連役員が事前学習 → 子や孫の世代へ指導）
- イ いきいき健康教室（講義、軽スポーツ）
- ウ 古文書に親しむ
- エ 遺言状の書き方
- オ 身近な人権問題
- カ 歴史・文化・くらし

(3) 人権啓発

- ア 小中学生の標語作品を公民館報（12月～3月）に掲載
- イ 人権に関する講座（上記(1)にあり）
- ウ 図書館分館と連携して、人権週間に併せて人権特集図書コーナー設置

(4) 花と緑の講座（花結びの会と共催）

未定（H29：3月春の寄せ植え）

(5) その他

ア 普通救命講習会

日時＝6月24日（日）13時30分～16時30分

参加者＝23人（申込み25人）

内容＝心配蘇生法、AED使用方法 etc.

講師＝前橋市南消防署救急隊員

イ 産業技術センター見学会

日時＝7月2日（月）14時～15時30分

参加者＝18人（申込み21人）

内容＝施設の概要説明、特殊設備機器の見学 etc.

講師＝産業技術センター職員

ウ ゲートキーパー学習会

日時＝8月24日（金）15時～16時

募集＝50人

内容＝地域でできる支え合い、心の健康の重要性 etc.

図書館分館に、自殺予防に関する書籍のコーナーを自殺予防月間に併せて
設営し、意識づけを行う。

講師＝前橋市保健予防課職員

エ 火災予防講習会

日時＝9月8日（土）10時～11時30分

募集＝50人

内容＝住宅の火災予防対策、初期消火の体験 etc.

講師＝前橋市南消防署職員

○前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）「抜粋」

（運営審議会及び運営推進委員会）

第7条 法第29条第1項の規定に基づき、前橋市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を前橋市中央公民館に置く。

2 その他の公民館に前橋市公民館運営推進委員会を置くことができる。

○前橋市公民館運営推進委員会規則（昭和37年前橋市教育委員会規則第8号）「抜粋」
（目的）

第1条 この規則は、前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）第7条第2項の規定により設置される前橋市公民館運営推進委員会（以下「推進委員会」という。）について定めることを目的とする。

（任務）

第2条 推進委員会は、公民館における各種事業の企画実施について調査審議し、公民館運営に協力するものとする。

（定数及び委嘱）

第3条 推進委員の定数は10人以内とし、社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条に規定する者のうちから教育長に諮り、館長がこれを委嘱する。

（運営）

第4条 推進委員会の運営は、前橋市公民館運営審議会規則（昭和30年前橋市教育委員会規則第27号）の例によるものとする。

○前橋市公民館運営審議会規則（昭和30年前橋市教育委員会規則第27号）「抜粋」
（目的）

第1条 前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）第7条に規定する前橋市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとし、本規則の定めるところにより運営する。

（役員）

第2条 審議会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 役員を選出は、委員の互選による。

（役員の仕事）

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代理する。

3 委員長、副委員長共に事故あるときは、委員の中で最年長者がこれを代行する。

（専門委員会）

第4条 審議会は、必要により専門委員会を設けることができる。

2 専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

（会議）

第5条 会議は、中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。

2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

○社会教育法（昭和24年法律第207号）「抜粋」

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。